三の二～七　［略］

2　［略］

（冷凍設備に用いる機器の指定）

第六十三条　法第五十七条の経済産業省令で定めるものは、もつぱら冷凍設備に用いる機器（以下単に「機器」という。）であつて、一日の冷凍能力が三トン以上（二酸化炭素及びフルオロカーボン（可燃性ガスを除く。）にあつては、五トン以上。）の冷凍機とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十九年七月二十五日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

規　則

人事院は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき、人事院規則二―一三（人事院の職員に対する個人情報の取扱いに係る権限又は事務の委任）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十九年七月二十五日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則二―一三―一

人事院規則二―一三（人事院の職員に対する個人情報の取扱いに係る権限又は事務の委任）の一部を改正する人事院規則

人事院規則二―一三（人事院の職員に対する個人情報の取扱いに係る権限又は事務の委任）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四章まで」を「第四章の二まで」に、「及び同法」を「及び」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

カーボン四百一A、フルオロカーボン四百一B、フルオロカーボン四百二A、フルオロカーボン四百二B、フルオロカーボン四百四A、フルオロカーボン四百七A、フルオロカーボン四百七B、フルオロカーボン四百七C、フルオロカーボン四百七D、フルオロカーボン四百七E、フルオロカーボン四百十A、フルオロカーボン四百十B、フルオロカーボン四百十三A、フルオロカーボン四百十七A、フルオロカーボン四百二十二A、フルオロカーボン四百二十二D、フルオロカーボン四百二十三A、フルオロカーボン五百二、フルオロカーボン五百七A及びフルオロカーボン五百九A

三の二～七　［略］

2　［略］

（冷凍設備に用いる機器の指定）

第六十三条　法第五十七条の経済産業省令で定めるものは、もつぱら冷凍設備に用いる機器（以下単に「機器」という。）であつて、一日の冷凍能力が三トン以上（フルオロカーボン（不活性のものに限る。）にあつては、五トン以上。）の冷凍機とする。

告　示

○内閣府告示第三千四十七号

迎賓館の施設に係る参観料の徴収に関する内閣府令（平成二十八年内閣府令第三十八号）第二条の規定に基づき、参観料の額を平成二十九年八月十一日から同年八月二十九日までの間は、参観の対象となる施設及び参観の認められる年齢並びに参観料の額を定める件（平成二十八年内閣府告示第百二十九号）三の1中「千円」とあるのは「千五百円」と、「八百円」とあるのは「千三百円」と、同告示三の2中「千五百円」とあるのは「二千円」としたので、公示する。

平成二十九年七月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

○文部科学省告示第九十七号

博物館法施行規則（昭和三十年文部省令第二十四号）第四条第一項の規定により、平成二十九年度における学芸員の資格認定を次のとおり実施するので、同条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十九年七月二十五日

文部科学大臣　松野　博一

一　日時及び場所

1　試験認定の場合

ア　日時

平成二十九年十二月六日（水）から同月八日（金）まで。

時間は、受験票を送付する際通知する。

イ　場所

国立教育政策研究所社会教育実践研究センター（東京都台東区上野公園十二番四十三号）において行う。

2　審査認定の場合

ア　日時

平成三十年一月十日（水）から同月十二日（金）まで。

時間は、受験票を送付する際通知する。

イ　場所

国立教育政策研究所社会教育実践研究センター（東京都台東区上野公園十二番四十三号）において行う。

二　合格者の発表

平成三十年三月に、本人に合格した旨を通知する。

三　受験手続

1　受付期間

平成二十九年七月二十四日（月）から同年八月三十一日（木）まで。

2　その他

受験手続の詳細については、文部科学省ホームページ（http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/gakugei/main14_a1.htm）を参照するか、又は文部科学省生涯学習政策局社会教育課（東京都千代田区霞が関三丁目二番二号、電話番号〇三（五二五三）四一一一（内線二〇九三））へ照会すること。

○農林水産省告示第千二百六十二号

内水面漁業の振興に関する法律（平成二十六年法律第百三号）第九条第六項の規定に基づき、内水面漁業の振興に関する基本的な方針（平成二十六年十月十五日農林水産省告示第千四百三十二号）の全部を次のように変更したので、同条第五項の規定に基づき公表する。

平成二十九年七月二十五日

農林水産大臣　山本　有二

我が国は、国土の約七割を占める豊かな森林による水源涵養機能等により水に恵まれており、汽水域を含む河川や湖沼において地域ごとに特色ある漁業が営まれてきた。内水面漁業は、河川や湖沼で漁獲されるアユやワカサギ、シジミ、湖沼や養殖池で養殖されるウナギやコイ等、和食文化と密接に関わる様々な食用水産物を供給するほか、ニシキゴイを始めとした観賞用水産物の供給を行っている。また、内水面漁業は、これら水産物の供給の機能に加え、内水面漁業者による水産動植物の増殖や漁場環境の保全・管理を通じて、釣り場や自然体験活動の学習の場といった自然と親しむ機会を国民に提供する等の多面的機能を発揮し、豊かな国民生活の形成に大きく寄与している。

一方、内水面における漁獲量は、昭和五十三年の十三万八千トンをピークに、平成二十七年には三万三千トンまで減少している。その要因として、河川等内水面水産資源の生息環境の変化、オオクチバス等の特定外来生物（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第二条第一項に規定する特定外来生物をいう。）及びカワウ等の鳥獣（鳥類又は哺乳類に属する野生生物をいう。）（以下「特定外来生物等」と総称する。）の生息域の拡大と食害等が指摘されている。また、内水面における養殖生産量についても、昭和六十三年の九万九千トンを